

広島県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和八年二月二十四日までの間、縦覽に供する。

令和八年二月九日

広島県知事 横田美香

- 一 道路の種類
一般国道
- 二 路線名
一八六号
- 三 道路の区域

区間		
新	旧	の新旧別
六・八・ 五〇 一一	一・八・ 八〇 一一	（敷地の幅員 メートル）
三・五・八・ 〇〇	四・〇・七・ 九〇	（延長 メートル）
メートル 二・三・五・ 五〇	拡幅 一部幅員減少 不使用物件延長	備考

大竹市小方町小方字東山四八六番地先から
大竹市小方町小方字東山五〇四番一地先まで